

議員発案第 3 号

協議又は調整を行うための場の設置について

三条市議会会議規則第158条第2項の規定により、協議又は調整を行うための場を臨時的に設けるものとする。

平成22年7月1日 提出

提 出 者 三条市議会議員 藤 田 博 史

賛 成 者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

協議又は調整を行うための場の設置について

- 1 名 称 議会報検討委員会
- 2 目 的 議会報の発行に関する事項について協議又は調整を行うため
- 3 構 成 員 委員は、各会派から選出された議員をもって構成員とする。
なお、所属議員が2人から5人までの会派にあつては1人、6人から9人までの会派にあつては2人を選出するものとする。
- 4 招集権者 最初に行われるものにあつては議長、その他のものにあつては議会報検討委員会の委員長
- 5 期 間 目的に係る協議又は調整の終了まで